

農業委員会委員(選挙による委員)の定数及び任期等の取扱い[新設合併の場合]

区分		選任方法等	定数	任期	根拠法令
<p>・新市に一つの農業委員会を置く場合</p> <p>・農業委員会に関する法律</p>		<p>新たに選挙</p> <p>(合併の日から50日以内)</p>	<p>条例で定める数</p>	<p>3年</p>	<p>定数: 農委法第7条第1項 農委法施行令第2条の2</p> <p>任期: 農委法第15条第1項</p>
		<p>在任特例</p> <p>(旧市町村の農業委員会委員がそのまま在任)</p>	<p>80人を超えず、10人を下回らない範囲で協議で定めた数(注1)</p>	<p>在任期間</p> <p>合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間</p>	<p>合併特例法 第8条第1項及び第2項</p>
<p>・新市に複数の農業委員会を置く場合</p> <p>・農委法第3条第2項、施行令第1条の3(面積要件) ・農委法第34条第1項(合併の場合)</p> <p>農委法施行令第1条の3 区域面積が24,000haを超える市町村またはその区域内農地面積が7,000haを超える市町村</p> <p>参考 4町区域面積 115,257ha 4町農地面積 6,929ha</p>	<p>旧市町村の区域ごとに委員会を置く場合</p>	<p>在任特例</p> <p>(旧市町村の農業委員会は、新市町村の農業委員会となって存続し、従前の委員はそのまま在任)</p>	<p>旧市町村で定める定数</p> <p><参考> 4町現行定数42人</p>	<p>従前の各委員会の委員の残任期間</p>	<p>農委法第3条第2項 農委法第34条第1項</p> <p>一定期間(任意)後に1つに統合、あるいは複数の委員会を置くことも可能。</p>
	<p>従前の区域と異なった区域により2以上の委員会を置く場合</p>	<p>新たに選挙</p> <p>(合併の日から50日以内) 各委員会ごとに設置選挙</p>	<p>各委員会ごとに条例で定める数</p>	<p>3年</p>	<p>農委法第3条第2項 農委法施行令第2条の2</p>
		<p>在任特例</p> <p>(旧市町村の農業委員会委員がそのまま在任)</p>	<p>各農業委員会ごとに80人を超えず、10人を下回らない範囲で協議で定めた数(注1)</p>	<p>在任期間</p> <p>合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間</p>	<p>農委法第3条第2項 合併特例法第8条第3項</p>

(注1) 欠員を生じ、又はこれらの委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づく定数にいたるまで減少する。

(注2) 選挙委員の定数を2人以上とした場合は「農地部会」必置となる。